

鎌倉市不育症治療費の助成について

鎌倉市では不育症治療費にかかる費用の一部を助成しています。



不育症とは

妊娠するものの、流産や死産を2回以上繰り返す場合は「不育症」とされます。



助成を受けることのできる方

次のすべての要件を満たしている方が助成を受けることができます。

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦で、一方が鎌倉市に住民登録があること。
- ② 夫婦の前年所得（1～5月の申請の場合は前々年の所得）の合計額が730万円未満であること。



助成対象となる費用

厚生労働省の不育症に係る研究を分担している医師またはこれと同等の能力を有すると市長が認める医師が所属する医療機関、並びにその医師が紹介する医療機関が行う不育症の治療（不育症が疑われ、その原因を特定するための検査及び不育症の診断を受けた後の検査を含む）の保険診療対象外医療費が対象となります。

【対象外のもの】

- 1 入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の不育症の治療に直接関係のない費用
- 2 妊婦健康診査費用の補助を受けた不育症治療及び検査の費用
- 3 他の自治体から転入された場合等で、他の自治体から助成されていた不育症治療や検査の費用
- 4 不育症治療期間内であっても、夫婦ともに本市に住民登録がない期間にかかった費用



申請の方法

治療終了日または出産日から1年以内に次の申請書類を提出してください。

- ① 「鎌倉市不育症治療費助成申請書」（第1号様式）
- ② 「鎌倉市不育症治療医療機関等証明書（原本）」（第2号様式）
治療を受けた医療機関で記載してもらってください。
※文書料等が必要な場合は、申請者のご負担になります（文書料は助成の対象外です）。
- ③ 医療機関が発行した治療費の明細がわかる領収書の写し
明細書が発行されている場合は、明細書の写しも併せて提出してください。
- ④ 婚姻関係が確認できる書類（戸籍全部事項証明書（謄本）・戸籍個人事項証明書（抄本））
- ⑤ 夫婦の所得証明書（課税証明書など）
- ⑥ 振込先口座を確認できるもの（通帳など）



対象となる方について

- Q 夫婦ともに鎌倉市に住んでいますが、住民登録は鎌倉市以外にあります。対象になりますか。
- A 実際に住んでいても、夫婦ともに住民登録がない場合は対象となりません。夫婦のどちらか一方が鎌倉市に住民登録があれば、対象となります。
- Q 鎌倉市に転入する前に不育症の治療を開始し、治療期間中に鎌倉市に転入してきました。対象になりますか。
- A 転入日以降の治療費からが対象となります。
申請時点で、その年の1月1日の住民登録が鎌倉市以外の場合は、所得を確認する書類として前住所地の市区町村の発行する課税証明書を提出してください。
- Q 治療期間中に鎌倉市から転出しました。現在、鎌倉市民ではありませんが、申請できますか。
- A 治療期間のうち、鎌倉市に住民登録がある期間は助成の対象になります。対象となる治療があった場合、申請時点で市民ではなくても申請期限内であれば申請できます。
ただし、治療中に転出された場合、治療終了日ではなく、転出された日から1年以内に申請をしてください。

対象となる費用について

- Q 検査費用は助成対象になりますか。
- A 不育症の疑いがあり、その原因を特定するための検査も対象となります。
ただし、入院時の差額ベッド代や食事代、交通費など、治療と直接関係のない費用は対象外です。申請に必要な医療機関の証明書発行にかかった文書料も対象外です。
- Q 治療途中での申請はできますか。
- A 治療途中での申請はできますが、年度1回の申請となりますので、ご注意ください。
- Q 同じ年度内に2回、不育症の治療を行いました。申請できますか。
- A 1年度に1回の治療に対し、助成します。ただし、治療終了日から1年の期限が年度をまたぐ場合には次年度で申請できます。
例；治療終了日が令和7年12月1日の場合、申請期限が令和8年11月30日となるため、令和8年4月1日以降11月30日までの間に令和8年度分として申請できます。
- Q 第2子以降の不育症治療は対象となりますか。
- A 第2子以降でも対象となります。
ただし、治療を受ける本人に対し、通算5回までが対象となります。



【問合せ先】

鎌倉市 こども家庭相談課 親子保健担当

〒248-8686

鎌倉市御成町18番10号

電話：0467-61-3944

メール：kokatei-phn@city.kamamkura.kanagawa.jp